

新居浜市安全・安心のまちづくり協議会会則

(名称)

第1条 この会は、新居浜市安全・安心のまちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、新居浜市民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、地域のふれあいと連携の中で安全・安心のネットワークを形成し、市、警察、市民、事業者、団体等が一体となった活動を展開することにより、安全・安心のまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 安全・安心のまちづくりに関する調査研究
- (2) 安全・安心に関する活動の推進
- (3) 安全・安心意識の普及及び啓発
- (4) 関係団体との協力関係の維持確立
- (5) その他協議会の目的達成のため必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、協議会の目的に賛同する市内の団体及び関係行政機関とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 18人以内

2 会長は、市長をもって充てる。

3 副会長は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 新居浜市連合自治会長
- (2) 新居浜市PTA連合会長

4 理事は、会長が協議会の承認を得て会員のうちから選任する。

(平成16.8.9・一部改正)

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

3 理事は、会長及び副会長とともに理事会を構成し、会務を執行する。

(任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第8条 協議会に、顧問を置く。

2 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ又は理事会に出席して意見を述べることができる。

3 顧問は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 新居浜市議会議長

(2) 東予地方局長

(3) 新居浜商工会議所会頭

(4) 新居浜市教育長

(5) 新居浜警察署長

(平成16.8.9・一部改正)

(部会)

第9条 第3条に掲げる事業を適切かつ効果的に実施するため、協議会に部会を置く。

2 部会の委員は、協議会の会員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、その部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会、理事会及び部会は、必要に応じて会長及び部会長が招集し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第11条 会長及び部会長は、必要があると認めたときは、会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第12条 会員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第13条 協議会の庶務は、新居浜市市民安全担当課において処理する。

(委任)

第14条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成16年7月21日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年8月9日から施行する。